31

鳥取県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税 （大規模償却資産）	不動産取得税
特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例	H12.7	○製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業のうち市町村計画に振興業種として定められた事業の用に供する設備の取得等をした者（資本金の額に応じ取得価額 500～2,000 万円以上）	過疎地域	○３年間 ○課税免除	—	○取得時 ○課税免除
		○地域経済牽引事業計画に従って土地家屋等の取得価額が１億円超（農林漁業関連業種は 5,000 万円超）の施設を設置した者	地域経済牽引事業促進区域（自然公園等を除き県内全市町村）	—	—	○取得時 ○課税免除
		○鳥取県産業未来共創条例に規定する産業未来共創事業（成長・規模拡大型及び一般投資型に限る。）の用に供する土地家屋を取得し、産業未来共創補助金の交付決定を受けた者	県内全域	—	—	○取得時 ○不均一課税
		○地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備を新設又は増設した者（取得価額 3,800 万円以上（中小企業は 1,900 万円以上））	地方活力向上地域 （自然公園等を除き県内全市町村）	（移転型のみ） ○３年間 ○不均一課税	—	○取得時 ○（移転型）課税免除、（拡充型）不均一課税
		○山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備を新設又は増設した者（取得価額 500 万円以上（中小企業は 1,000 万円以上））	産業振興施策促進区域	—	—	○取得時 ○不均一課税

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	**限度額**
鳥取県産業未来共創条例（先端的デジタル活用企業立地促進補助金）	R5.7	①ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、インターネット付随サービス業に属する事業	新規常時雇用者５人以上（うち２人まではリモート労働者等可）	県内全域		事業所賃借料、設備機器賃借料及び人材確保費用（1人当たり50万円。最大750万円） 1/2 ※補助期間５年間	１年間につき 1,000万円 ※１年毎の実績払い
		②コンテンツ事業			まんが・アニメーションに関するコンテンツの制作、コンテンツ企画制作に係る人材育成を行う事業		
		③一般事務、会計事務、事務用機器操作事務の事業			総務･企画･会計などの事務管理業務を行う事業		
鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（成長･規模拡大型））	R5.7	中小企業等経営強化法に定める経営革新計画又は地域経済牽引事業計画の承認を	○投資額（投下固定資産額(A)＋賃借料（５年間）3,000万円超 ○新規常時雇用者数５人以上又は雇用維持＋付加価値額の伸び率5%・年以上 ※付加価値額は、営業利益、人件費、	①地方公共団体又は地方公共団体が 50%以上出資している法人が取得又は造成した	工場若しくは、事業所の新増設又は事業拡大を目的とした施設・設備の増設 ＜補助対象＞	○投下固定資産額 A×1/5 ○賃借料 初年度賃借料 ×1/2 ○投下少額資産額	10億円

		受け、かつ重点分野に係る先進的な取組を行う県内に事業所等を有する者 ＜重点分野＞ ・技術革新型産業 ・未来挑戦型産業 ・地域密着型産業 ・国際需要拡大	減価償却費の合計で算出	工業団地 ②工場適地 ③産業導入地区（工業等導入地区） ④都市計画法に定める工業地域・工業専用地域 ⑤市町村と協議して、あらかじめ知事が選定した土地	○土地、家屋、機械装置等の償却資産の取得に要した費用（投下固定資産額(A)） ○契約期間５年以上の賃借料（リース含む） ○投下固定資産額に付随した少額資産の取得に要した費用（投下少額資産額（B）） ○人材確保費用等（C）	B×1/5 ○人材確保費用等 C×1/2 （1 人当たり 30 万円。最大 450 万円） ※別途上限あり ※本社移転、先進技術、県内資源活用のいずれかで加算あり	
鳥取県産業未来共創条例（産業未来共創事業（一般投資型））	R5.7	原則、全業種ただし、製造業・ソフトウェア業等以外の業種（サービス業等）は、地域経済牽引事業計画の承認が必要	○投資額（投下固定資産額(A)＋賃借料（５年間）3,000 万円超 ○新規常時雇用者数３人以上又は雇用維持＋付加価値額の伸び率４％・年以上 ※付加価値額は、営業利益、人件費、減価償却費の合計で算出			○投下固定資産額 A×1/10 ○賃借料 初年度賃借料 ×1/2 ○投下少額資産額 B×1/10 ○人材確保費用等 C×1/2 （1 人当たり 30 万円。最大 450 万円）） ※別途上限あり ※土地建物取得かつ	５億円 ※県外企業の鳥取県への初めての進出は一般投資型に該当し、重点２分野（技術革新型産業、未来挑戦型産業）に係る先進的な取組の場合は、限度額 10 億円

						県内本社設置の場合、加算あり	

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資額等	限度額
鳥取県産業未来共創条例（大型投資）制度	R2.4	原則、全業種	産業未来共創補助金（成長・規模拡大型、一般投資型）又は先端的デジタル活用企業立地促進補助金の認定を受けていること	○先端的デジタル活用企業立地促進補助金の認定を受けている場合：県内全域 ○産業未来共創事業（成長・規模拡大型、一般投資型）の認定を受けている場合： ①地方公共団体又は地方公共団体が 50%以上出資している法人が取得又は造成した工業団地 ②工場適地 ③産業導入地区（工業等導入地区）	○認定事業の実施に必要な運転資金：人件費、その他操業に必要な経費 ○認定事業の実施に必要な設備資金：土地、建物及び償却資産の取得に要した費用（ソフトウェア業等については、リース・賃貸料を含む）	○利率：変動金利 ○貸付期間： 運転資金 ・・・10 年以内（据置２年） 設備資金 ・・・15 年以内（据置２年）	○投資額及び雇用増数に応じて定める 運転資金 ・・・最大１億円 設備資金 ・・・最大 50 億円

				④都市計画法に定める工業地域・工業専用地域等 ⑤市町村と協議して、あらかじめ知事が選定した土地			